

議案第 79 号

京丹後市手数料条例の一部改正について

京丹後市手数料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 7 月 5 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部が改正され、令和 3 年 5 月 19 日公布、令和 3 年 9 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市手数料条例の一部を改正する条例

京丹後市手数料条例（平成16年京丹後市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表個人番号カードの項を削る。

附 則

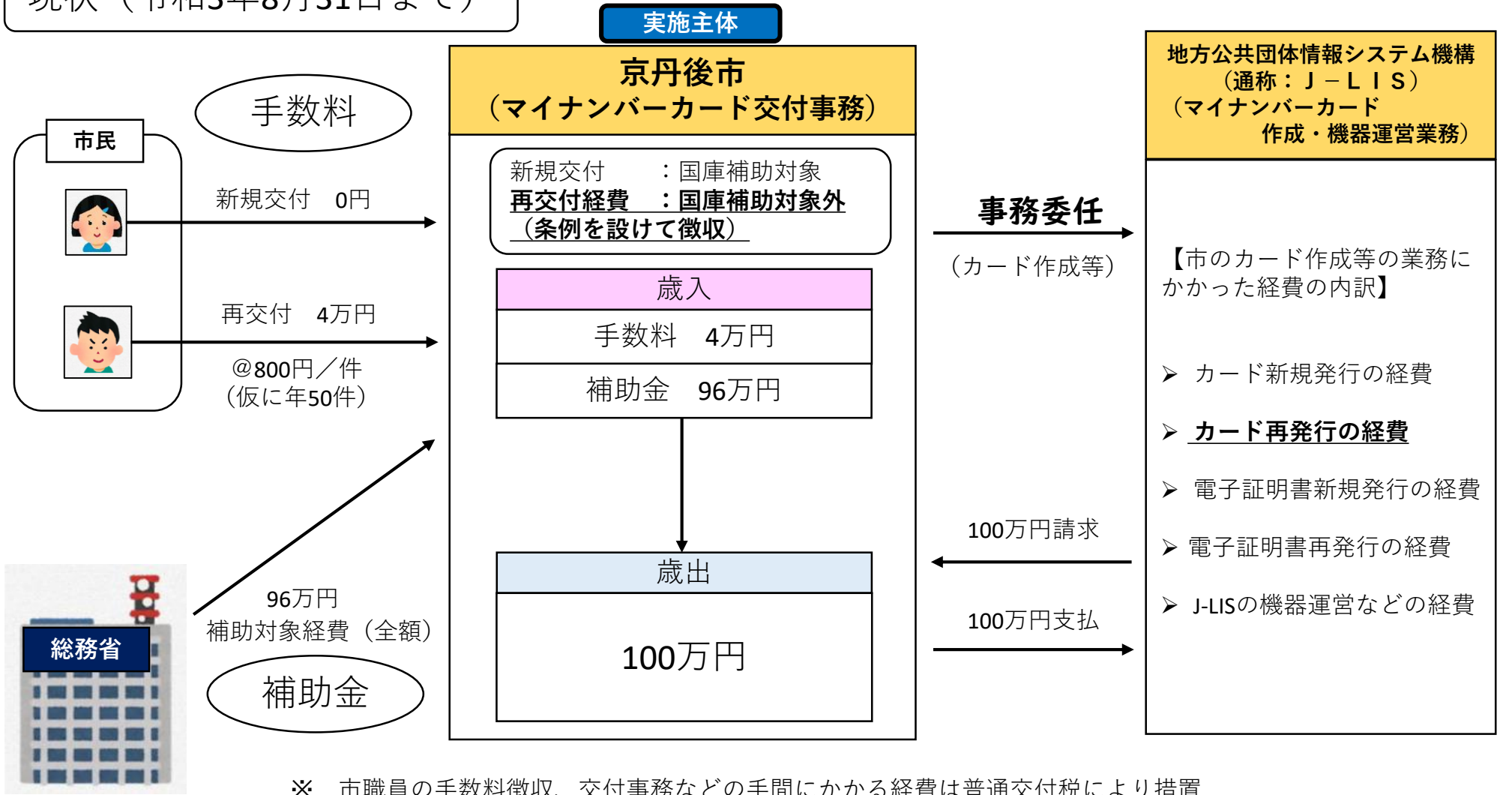
この条例は、令和3年9月1日から施行する。

京丹後市手数料条例(平成16年京丹後市条例第88号)新旧対照表

現行			改正案		
京丹後市手数料条例 平成16年4月1日 条例第88号			京丹後市手数料条例 平成16年4月1日 条例第88号		
本則 (略)			本則 (略)		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	手数料の名称	手数料の額	区分	手数料の名称	手数料の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
個人番号カード	個人番号カードの再交付手数料(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)	1件につき 800円			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			<p><u>附 則</u> この条例は、令和3年9月1日から施行する。</p>		

京丹後市手数料条例の改正について（マイナンバーカード再交付手数料の取扱例）

現状（令和3年8月31日まで）

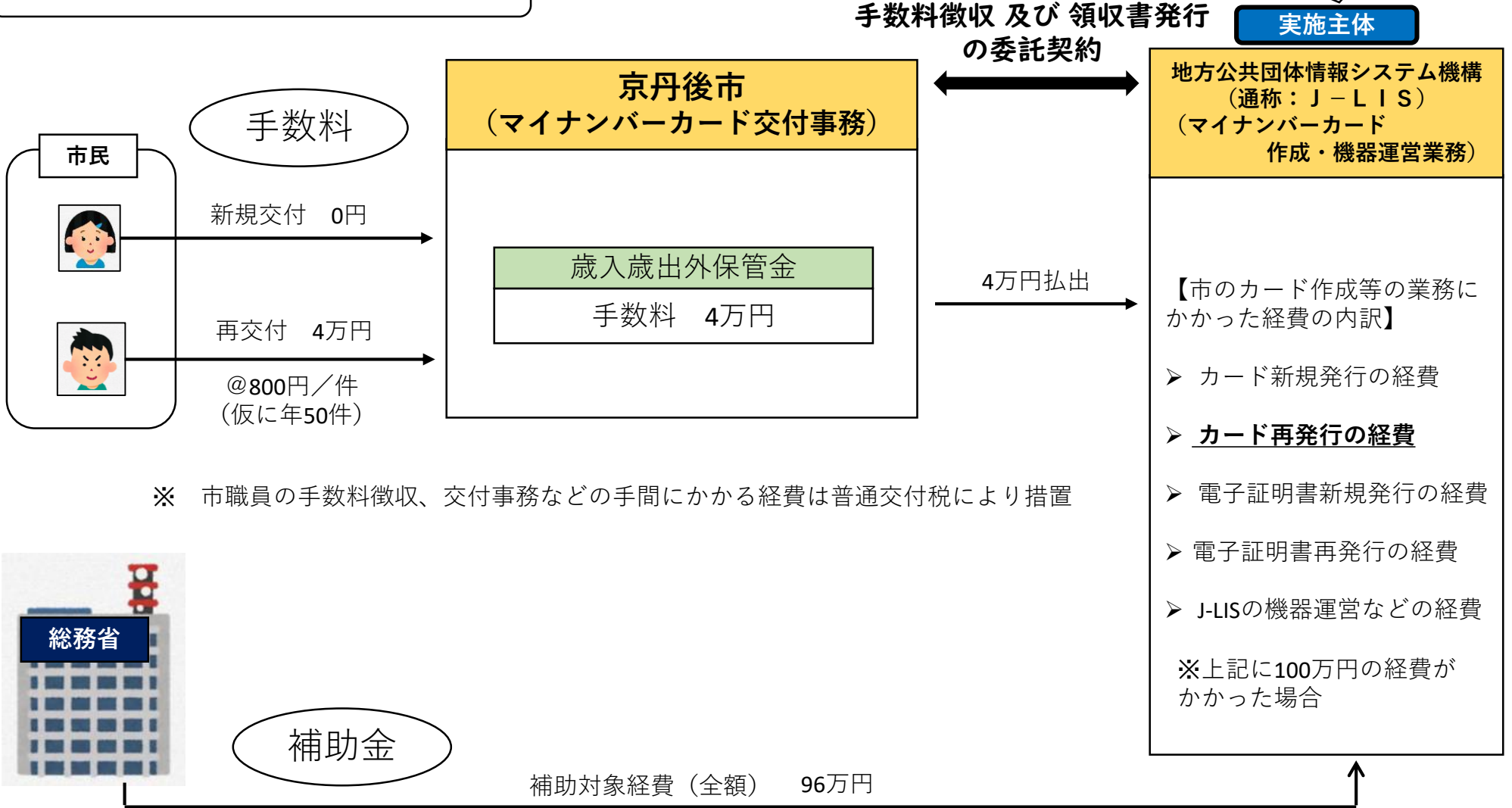


※ 市職員の手数料徴収、交付事務などの手間にかかる経費は普通交付税により措置

京丹後市手数料条例の改正について（マイナンバーカード再交付手数料の取扱い）

改正後（令和3年9月1日から）

法改正により実施主体が明確化!



※ 市職員の手数料徴収、交付事務などの手間にかかる経費は普通交付税により措置